

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名		神奈川県立の児童福祉施設に関する条例	
条例番号	昭和39年神奈川県条例第28号	法規集	第6編第1章第3節
所管部局室課	保健福祉部子ども家庭課		
条例の概要	児童福祉法第37条、第41条及び第44条にそれぞれ規定する神奈川県立の乳児院、児童養護施設及び児童自立支援施設の設置及びその管理に関する事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 現在でも必要な条例か。	児童自立支援施設については、児童福祉法第35条第2項及び児童福祉法施行令第36条の規定による県の必置の施設であり、本条例は必須である。 また、児童虐待相談件数の増加等に伴い、入所ニーズ自体が急増している乳児院及び児童養護施設の中で、特に県立施設については、被虐待児も含めた対応困難な児童の受け入れ等、専門的な支援が求められている。よって、本条例の必要性も高い。	
	有効性 現行の内容で課題が解決できるか。	平成15年度に設置された「県立社会福祉施設の将来展望検討会議」での検討結果を尊重し、県立直営施設として運営し、各種事業及び施設整備等を実施することで、施設機能の重点化を図っている。 現行の本条例の内容で機能しており、有効性が認められる。	・平成19年度新規入所児童数 県立児童自立支援施設27人 ・被虐待児童の割合(平成20年4月1日現在) 県立乳児院 75% 県立児童養護施設 69%
	効率性 現行の内容で効率的といえるか。	乳児院及び児童養護施設については、複合施設として運営し、乳児院から児童養護施設に移る子どもに対し、柔軟で丁寧な対応を行う等、効率的な運営を図っている。	
	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。	児童自立支援施設については、県の必置の施設について、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 また、乳児院及び児童養護施設については、「神奈川力構想・実施計画」に、これらの施設の受け入れ体制の充実強化が位置づけられており、県の基本方針と適合している。	
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	地方自治法第244条の2の規定に基づく条例であり、憲法、法令に抵触しない。	
	その他		
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理由	特記事項
		現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 無